

消防力の整備指針に基づく基準と整備状況(広域化時)

資料2

人口：上尾市 229,729人 伊奈町 45,021人 全体 274,750人(令和3年4月1日現在)

施設等		区分	上尾市	伊奈町	広域化時	備考	
署 所	基準数(A)		7 署所	2 署所	8 署所	人口26万人以上30万人未満 8署所 を基準として、地域における地勢、道路事情、建築物の構造等の特性を勘案した数とする。	
	現有数(B)		6 署所	1 署所	7 署所		
	(B)／(A)		85.7 %	50.0 %	87.5 %		
消防ポンプ自動車	署所管理分 + 消防団管理分	基準数(A)	/	/	/	人口27万人以上28万人未満 消防本部の管理する消防ポンプ自動車13台を基準として、地域特性を勘案した数とする。 ※ 化学消防車を消防ポンプ自動車とみなすことも可能である。	
		現有数(B)	/	/	/		
		(B)／(A)	/	/	/		
	署所管理分	基準数(A)		11 台	4 台		13 台
		現有数(B)		11 台	2 台		13 台
		(B)／(A)		100.0 %	50.0 %		100.0 %
	消防団管理分	基準数(A)		8 台	3 台		/
		現有数(B)		8 台	3 台		/
		(B)／(A)		100.0 %	100.0 %		/
はしご自動車	基準数(A)		2 台	1 台	2 台	高さ15メートル以上の建築物の火災の鎮圧等のため、一の消防署の管轄区域に中高層建築物の数が概ね10棟以上、又は令別表(1)項、(4)項、(5)項イ及び(6)項イ等に掲げる防火対象物のうち中高層建築物の数が概ね5棟以上ある場合に、はしご自動車を1台以上を管轄消防署又は出張所に配置することとされている。本来、伊奈町消防本部にもはしご自動車の配備が必要になるが、伊奈町行政区域内の中高層建築物にあっては、広域化によって上尾市東消防署配備のはしご自動車が出動から現場での活動の開始まで30分未満で完了することができるため広域化後のはしご自動車は、2台とする。	
	現有数(B)		2 台	0 台	2 台		
	(B)／(A)		100.0 %	0.0 %	100.0 %		
化学消防車	基準数(A)		1 台	1 台	1 台	危険物施設数及び取扱い数量から算定した化学消防自動車は1台で足りうるが、それぞれの市町の地域特性(危険物施設等が存する工業団地の位置)から化学消防車を2台配置する。 ※ 上尾市と伊奈町の第4類危険物の5対象施設の補正係数を合算しても1台の基準とする。 上尾市:144(製造所(8)屋内貯(69)屋外タンク(21)屋外貯(6)一般(40)) 伊奈町: 56(製造所(5)屋内貯(24)屋外タンク(5)屋外貯(2)一般(20)) 上尾市(144)+伊奈町(58)=200 → 50以上500未満 1台	
	現有数(B)		1 台	1 台	2 台		
	(B)／(A)		100.0 %	100.0 %	200.0 %		
救急自動車	基準数(A)		8 台	3 台	9 台	人口10万を超える市町村にあっては、5台。その後、おおむね5万ごとに1台の加算した台数を基準として、当該市町村の屋間人口、高齢化の状況、救急業務に係る出動の状況等を勘案した数とする。	
	現有数(B)		7 台	2 台	9 台		
	(B)／(A)		87.5 %	66.7 %	100.0 %		
救助工作車	基準数(A)		2 台	1 台	2 台	消防署を置く救助隊の配置基準数と同数を配置する。(上尾東署、上尾西署) ※ 広域化により1台減することができる。	
	現有数(B)		2 台	1 台	3 台		
	(B)／(A)		100.0 %	100.0 %	150.0 %		
指揮車	基準数(A)		2 台	1 台	2 台	消防署の数と同数を基準として、地域特性を勘案した数とする。(上尾東署、上尾西署) ※ ()内は、現在、上尾市及び伊奈町において指揮隊の基準数を満たしていないが、広域化によって現場要員を増強することができるため、新たに指揮隊を整備する。	
	現有数(B)		1 台	0 台	1(1) 台		
	(B)／(A)		50.0 %	0.0 %	100.0 %		
非常用消防ポンプ自動車	基準数(A)		2 台	1 台	2 台	稼働中の消防ポンプ自動車8台ごとに1台を基準とする。 上尾市(11台)+伊奈町(2台)=全体(13台)	
	現有数(B)		1 台	0 台	1 台		
	(B)／(A)		50.0 %	0.0 %	50.0 %		
非常用救急自動車	基準数(A)		2 台	1 台	2 台	稼働中の救急車6台ごとに1台を基準とする。 上尾市(7台)+伊奈町(2台)=全体(9台)	
	現有数(B)		1 台	1 台	2 台		
	(B)／(A)		50.0 %	100.0 %	100.0 %		